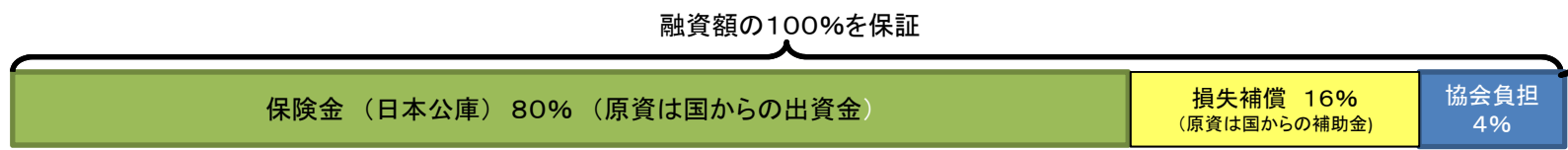
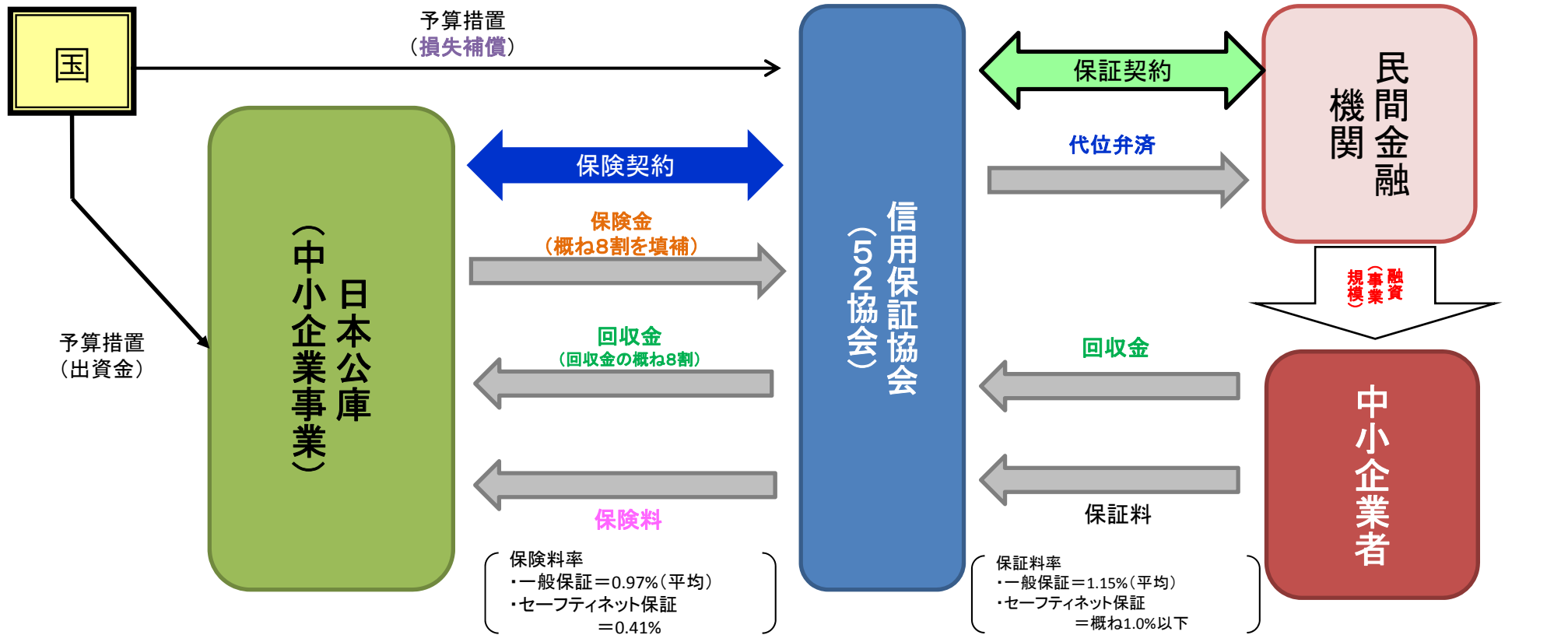


中小企業信用補完制度について

平成24年11月
中小企業庁金融課

信用補完制度の概要

○民間金融機関からの借入の際に、信用保証協会が保証を行うことにより、中小企業者の信用力を補完。



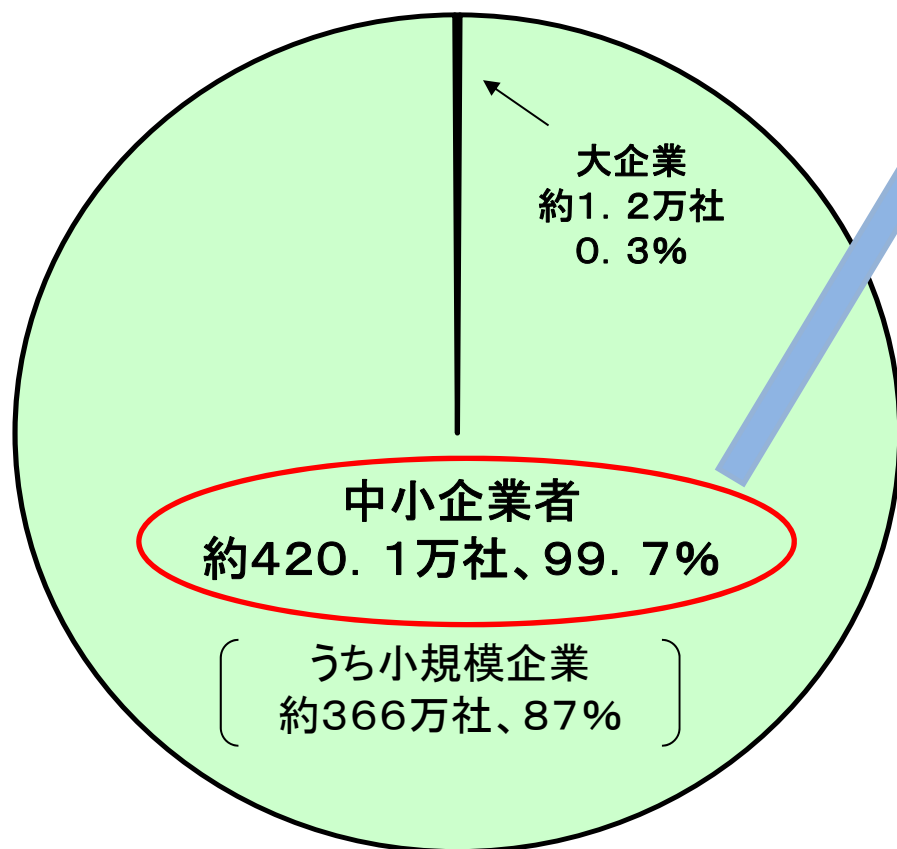
一般保証 (80%保証) の負担割合

セーフティネット保証 (100%保証) の負担割合

公的金融機関の利用状況

○中小企業者420万社のうち、多数の事業者が公的金融機関を利用。

全企業数(421.3万社)



うち、公的金融機関を利用する事業者

		利用事業者数
政策金融	公庫(中小)	4.6万社
	公庫(国民)	98万社
	商工中金	7.1万社
信用保証		154万社

※2011年度末時点。

総務省「平成21年経済センサス基礎調査」再編加工

中小企業向け貸出の推移

○中長期的には、中小企業向け貸出の全体額は縮小傾向にある。

○リーマンショックや大震災を経て、同貸付に占める公的金融機関のシェアは拡大傾向。

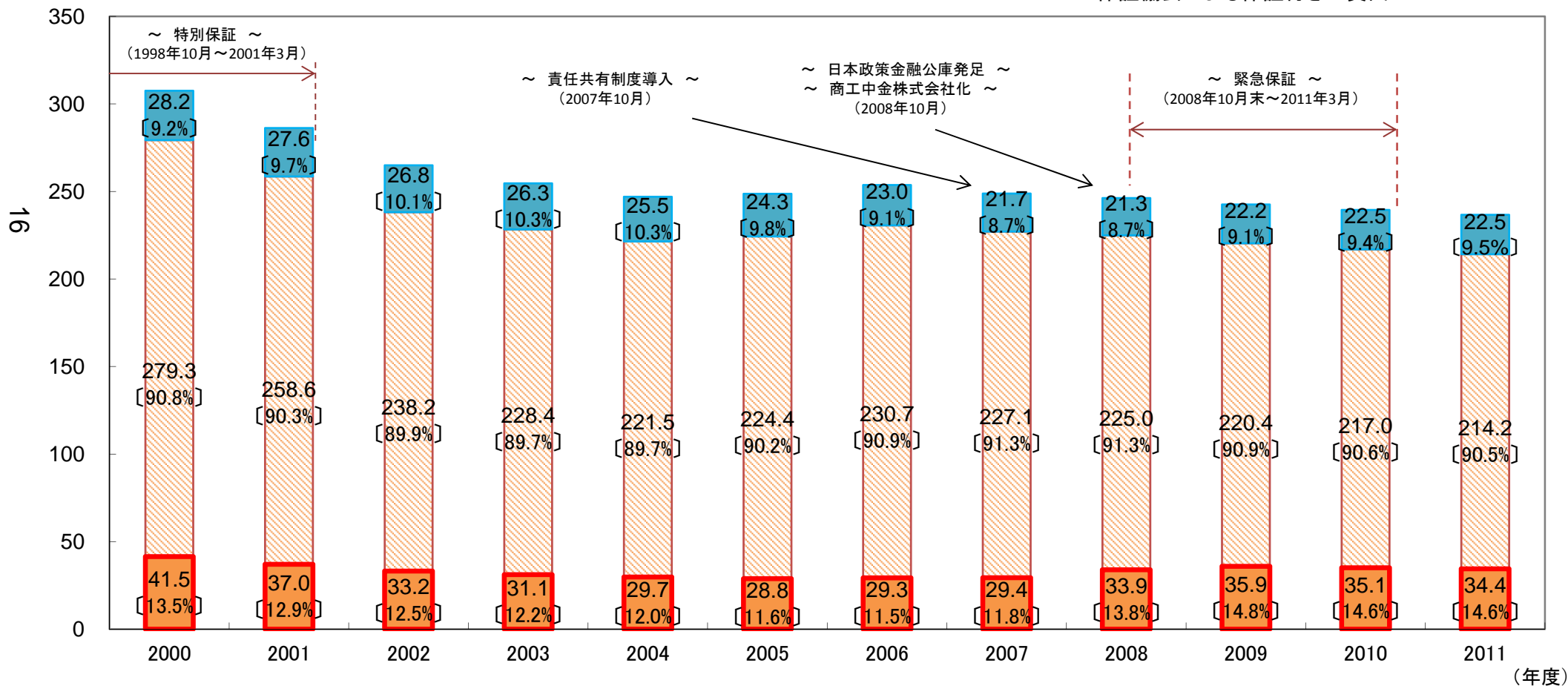
(兆円)

民間金融機関と政府系金融機関の中小企業向け貸出の推移

■ 民間金融機関

■ 公的金融機関(公庫・商工中金)

■ 中小企業向け貸出のうち、
保証協会による保証付きの貸出



資料: 日本銀行統計、連合会統計より中小企業庁作成

(備考) 1. 年度末の残高を記載(左目盛)。

2. []内は構成比。

3. 民間金融機関とは、国内銀行及び信用金庫の合計(個人向けや地方公共団体向けの貸出は除外)。

信用保証の利用対象者

○利用対象者は、下表の「資本金」または「常時使用する従業員数」のいずれか一方に該当する中小企業者。

＜中小企業信用保険法第2条及び同施行令第1条2項により規定＞

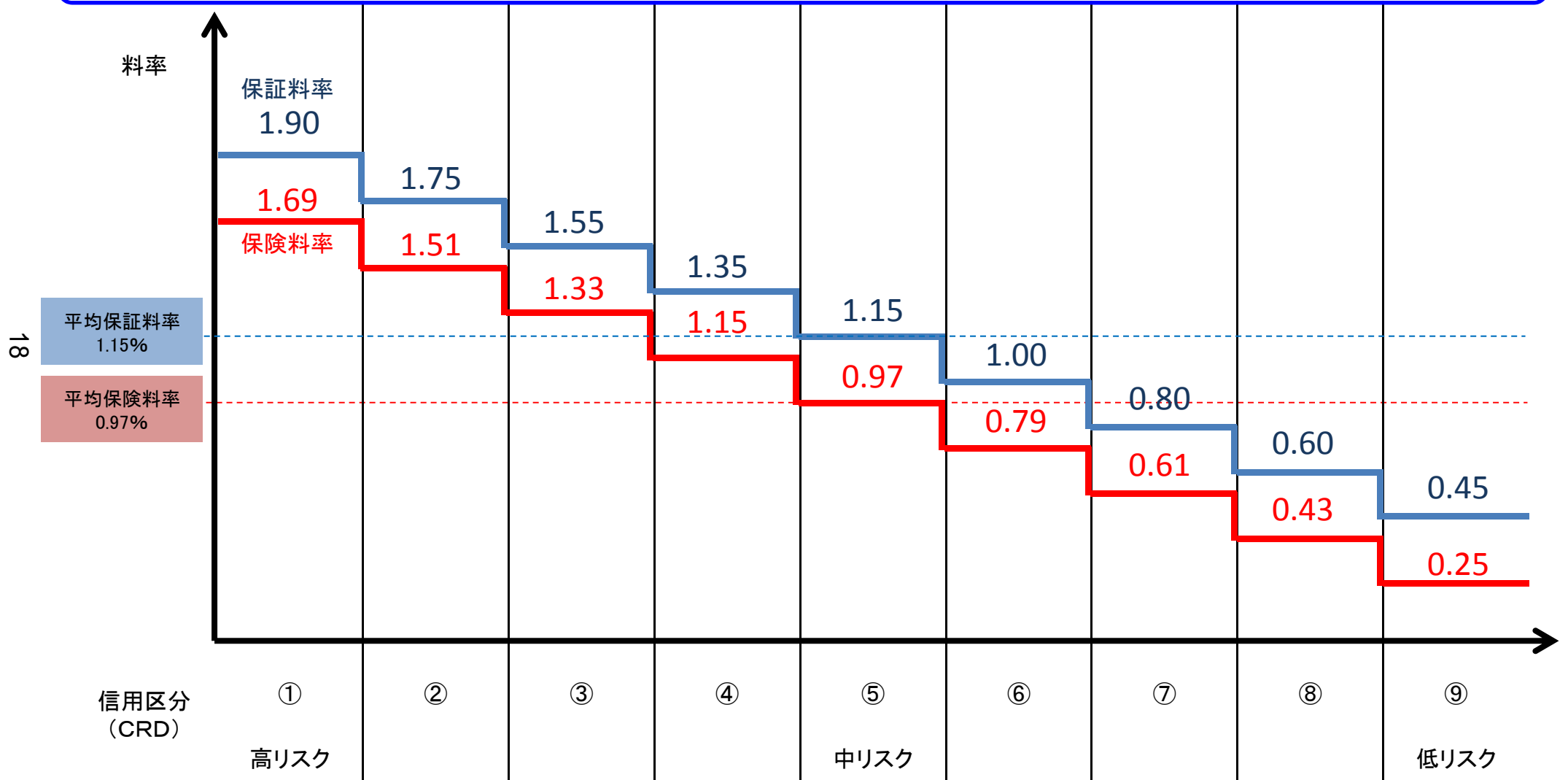
業種	資本金	従業員数
製造業等(建設業、運送業、不動産業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

※ただし、以下の業種は中小企業信用保険法施行令第1条1項の規定により、対象外。

- 一 農業
- 二 林業(素材生産及び素材生産サービス業を除く。)
- 三 漁業
- 四 金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)

信用補完制度：料率の弾力化（9段階料率）

○2006年4月より、中小企業者の信用リスクを考慮した9段階の料率体系を導入。



※ 2011年4月より、保険料率のみ0.1%の料率引上げ(0.87%→0.97%)を実施

CRDの概要

○ CRD(クレジットリスクデータベース)とは

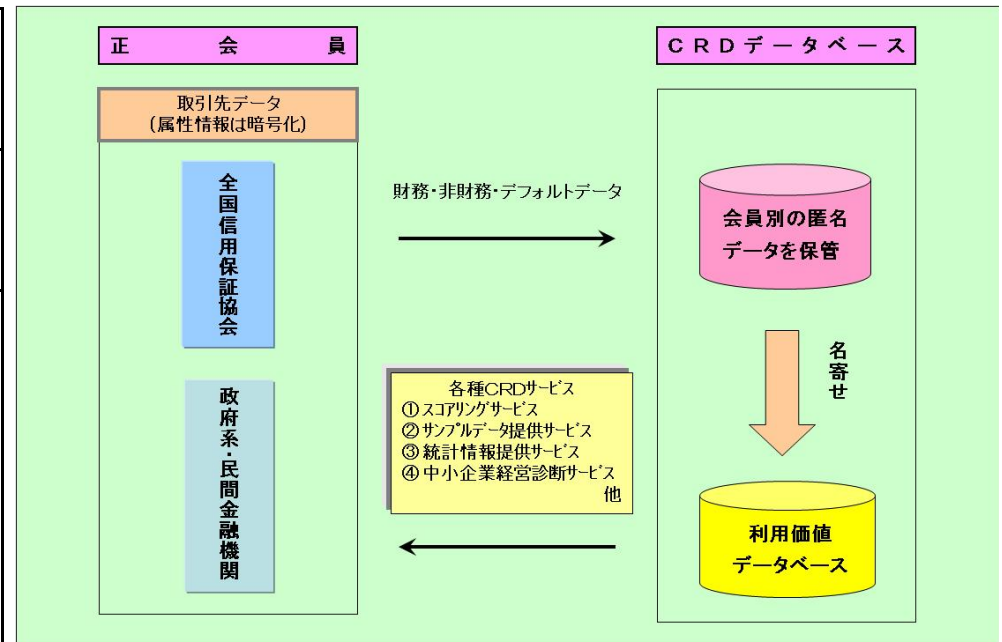
中小企業の信用リスクについて信頼性の高い評価を可能とするため、信用保証協会、政府系金融機関及び民間金融機関等が有する中小企業の財務・非財務情報及びデフォルト情報を基にした「中小企業信用リスク情報データベース」であり、中小企業の信用リスクの定量的評価に寄与。

※ 本データベースの構築・運用・・・一般社団法人CRD協会

(CRD協会の概要)

会員数	185会員(有料)(2012年4月1日現在) (内訳:52信用保証協会、3政府系金融機関、 125民間金融機関、5格付機関等)
データの蓄積	債務者数 3,013千件(2012年10月末現在) (内訳:法人2,020千件(うちデフォルトデータ294千件) 個人事業主993千件(うちデフォルトデータ141千件))
設立経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年3月 中小企業の経営データ(財務・非財務データ及びデフォルト情報)を集積する機関として、全国52の信用保証協会を中心に任意団体「CRD運営協議会」として設立。 ・2001年4月 システムの試行運用開始。 ・2005年4月 有限責任中間法人として法人格取得、「CRD協会」に。 ・2009年6月 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴い、「有限責任中間法人」から「一般社団法人」に移行。

(CRDの仕組み)



(出所:CRD協会資料)

(参考) 信用保証協会の概要

法人の形態	認可法人
設立根拠法	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
法人数	52協会 (各都道府県で47法人、市を単位として5法人(横浜、川崎、名古屋、岐阜、大阪))
職員数	6,145名(2012年3月末現在)
業務内容	中小企業者の借入に係る債務の保証
利用対象者	中小企業者 (商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等)
利用者数	約154万社(2011年度末) (中小企業者全体(約420万社)の約4割に相当)
保証債務残高 (金額・件数)	金額 34.4兆円(2011年度末) 件数 328.2万件(同上)
保証承諾実績 (金額・件数)	金額 11.6兆円(2011年度末) 件数 87.0万件(同上)

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果（抜粋）
 「規制・制度改革に係る追加方針」（抜粋）平成23年7月22日閣議決定

規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定） における決定内容				所管 省庁	実施状況
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施 時期		
3. 農林・地域活性化分野					
⑫	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化による資金供給の円滑化 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 右記① ・・閣議決定の内容等に応じて対応が行われ、事案そのものが既に解決したもの 【評価：○】 （平成24年6月29日公表のフォローアップ調査結果より） </div>	①民間活力の活用の趣旨を踏まえ、農林水産省は基金協会に対し、銀行等による利用促進の方針を徹底する。そのため、銀行等による基金協会利用が進んでいない地域においては、農林水産省は経済産業省の協力を得て、地域金融機関の取組状況の実態把握を行う。	平成23年度中措置	農林水産省、経済産業省	（農林水産省） ①農林水産省では、基金協会の役員等が参集する全国会議（平成23年6月20日「農業信用保険運営協議会」）等に出席して、銀行等の一層の利用促進を周知しており、今後も機会ある毎に、こうした場を活用しながら、農業者等の円滑な資金調達に資するため引き続き利用促進の方針を徹底する。 さらに、銀行等による基金協会利用が進んでいない地域の金融機関の取組状況について、経済産業省の協力を得て、2月15日、16日及び3月1日、2日に実態把握を行った。（経済産業省） ①銀行等による基金協会利用が進んでいない地域に対して、農林水産省及び経済産業省が協力し、2月15～16日、3月1～2日に地域金融機関に対してヒアリングによる実態調査を実施した。

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果（抜粋）
 「規制・制度改革に係る追加方針」（抜粋）平成23年7月22日閣議決定

規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定） における決定内容				所管 省庁	実施状況
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施 時期		
3. 農林・地域活性化分野					
⑫	農林水産業信用保証保 険制度と中小企業信用 保証制度の連携強化に よる資金供給の円滑化	②利用者の利便性向上の観 点から、審査ノウハウや事務 手続の向上を図るため、信用 保証協会と基金協会との合同 での研修の実施等を行う。	平成23 年度着 手、でき る限り早 期に措 置	農林 水産 省、 経済 産業 省	（農林水産省、経済産業省） ②平成23年9月30日に基金協会の 管理実務担当者向けの研修会が 開催され、同研修会の中で、社団 法人全国信用保証協会連合会の 担当者を講師として、保証協会の 現状等を含めた研修を実施。今後、 一層の利用者の利便性の向上を図 る観点から、引き続きこうした研修 の場を活用し、互いのスキル向上 に資することとして参りたい。
右記② ・・閣議決定の内容 等に応じて対応が行 われ、事案そのもの が既に解決したもの 【評価：○】 （平成24年6月29日 公表のフォローアッ プ調査結果より）					

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果（抜粋）
 「規制・制度改革に係る追加方針」（抜粋）平成23年7月22日閣議決定

規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定） における決定内容				所管 省庁	実施状況
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施 時期		
3. 農林・地域活性化分野					
⑫	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 右記③ ・・閣議決定のとおり検討や論点整理が行われたもの 【評価：△】 （平成24年10月4日公表のフォローアップ調査結果より） </div>	③農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制を構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者に対しては、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点を踏まえた事務手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制を構築する。	平成23年度着手、できる限り早期に措置	農林水産省、経済産業省	（農林水産省、経済産業省） ③上述のとおり実施した実態調査による事例の収集等、他業態から農業に参入した事例を含めて、両制度の対象業種を明確にした事例集を7月中に作成する予定であり、同事例集を活用して利用者の利便性が損なわれないように事業者や金融機関等に周知徹底を図っていく。 さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者の負担軽減等が図られるよう、基金協会と保証協会間での連携強化を改めて周知徹底する文書を、同事例集作成後直ちに主務省から発出し、一層の連携を図り利用者の利便性確保に向けた円滑な保証引受けのための体制を構築する。

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果（抜粋）
 「規制・制度改革に係る追加方針」（抜粋）平成23年7月22日閣議決定

規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定） における決定内容				所管 省庁	実施状況
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施 時期		
3. 農林・地域活性化分野					
⑫	農林水産業信用保証保 険制度と中小企業信用 保険制度の連携強化に よる資金供給の円滑化	④農林水産省が基金協会の 保証料率の見直し等の検討を 行うに当たり、経済産業省は、 中小保険の制度設計に関す る情報提供を行う。	平成23 年度検 討開始、 平成24 年度中 に結論	農林 水産 省、 経済 産業 省	（農林水産省） ④農林水産省は基金協会の保証 料率の見直し等について、経済産 業省から中小企業CRDの制度設 計に関する情報提供を得つつ、保 険機関でもある独立行政法人農林 漁業信用基金の次期中期目標（平 成25年度～）とも連動させた上で、 平成23年度から関係機関と十分協 議し、平成24年度中に一定の結論 を得る。 （経済産業省） ④農林水産省が基金協会の保証 料率の見直し等の検討を行うに当 たり、経済産業省からは、中小企業 CRDの制度設計に関する情報提 供等を行う。
右記④ ・・閣議決定のとおり 検討や論点整理が 行われたもの 【評価：△】 （平成24年10月4日 公表のフォローアッ プ調査結果より）					